

聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第八号

（趣旨）
聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

第一条 この規則は、聖籠町空き家等の適正管理に関する条例（平成二十六年聖籠町条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（情報提供）

第三条 条例第四条の規定による情報提供については、空き家等に関する情報提供書（別記第一号様式）を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

（身分証明書）

第四条 条例第六条第二項に規定する身分を証明する書類は、身分証明書（別記第二号様式）とする。

（管理不全な状態の認定）

第五条 立入調査による空き家等の管理不全な状態の判定は、別表に定める管理不全な状態にある空き家等認定基準に基づき行うものとする。

2 管理不全な状態と認められた空き家等は、管理不全な状態認定リスト（別記第三号様式）及び管理不全な状態認定台帳（別記第四号様式）に記載するものとする。

（助言又は指導）

第六条 条例第七条の規定による助言は原則として口頭で行い、同条の規定による指導は空き家等の適正管理に関する指導書（別記第五号様式）により行うものとする。

（勧告）

第七条 条例第八条の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（別記第六号様式）により行うものとする。

（命令）

第八条 条例第九条の規定による命令は、措置命令書（別記第七号様式）により行うものとする。

（公表の方法）

第九条 条例第十条第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 聖籠町広告式条例（昭和三十年聖籠町条例第一号）

第二条第二項に定める掲示場への掲示

二 町ホームページへの掲載

三 その他町長が必要と認める方法

（公表に対する意見）

第十条 町長は、条例第十条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書（別記第八号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して十四日以内に、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（別記第九号様式）により意見を述べなければならない。

（代執行）

第十二条 条例第十二条に規定する代執行（以下単に「代執行」という。）は、所有者等に対して相当の履行期限を

定めた戒告書（別記第十号様式）を送付し、その期限までに条例第九条の規定による命令を履行しない所有者等に対し、代執行令書（別記第十一号様式）により通知して行うものとする。

2 代執行に当たつては、執行責任者が立ち会うものとし、執行責任者は、行政代執行責任者証（別記第十二号様式）を携帶し、所有者等又はその関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第十二条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

別表（第5条関係）

管理不全な状態にある空き家等認定基準

次の各項のうち、「あり」に該当するものが1つ以上あるものを管理不全な状態にある空き家等と認定する。

1 建物その他の工作物等の状態

1 建物その他の工作物等が傾いている	あり	なし
2 建物その他の工作物等の屋根又は壁が剥がれている	あり	なし
3 建物その他の工作物等が敷地内からはみ出している	あり	なし
4 屋根雪が落雪するおそれがある	あり	なし
5 屋根雪により建物その他の高作物等が倒壊するおそれがある	あり	なし
	合計	

2 第三者に対する影響

1 町道に影響がある	あり	なし
2 通行人に影響がある	あり	なし
3 周辺の建物や人に影響がある	あり	なし
	合計	

3 景観に対する影響

1 敷地内の繁茂した雑草、枯草、雜木若しくは投棄された廃棄物等が見え、周辺の良好な景観を著しく損なっている	あり	なし
2 観光産業の風評被害につながるおそれがある	あり	なし
	合計	

4 防犯・防災に対する影響

1 当該空き家等の工作物が放置され、窓ガラス等もなく、侵入できる状態である	あり	なし
2 工作物が放置されており、外壁に落書き等が書かれている	あり	なし
3 当該空き家等の工作物が放置され、放火につながる危険性がある	あり	なし
	合計	

年 月 日

聖籠町長 様

住所
氏名
電話番号

空き家等に関する情報提供書

次のとおり、空き家等に関する情報を提供します。

空き家等の状態

(注)

- 1 空き家等の状態をできるだけ詳しく記入してください。
- 2 空き家等の位置が分かる地図等を添付するか、空き家等の略図を上欄に記入してください。

第2号様式（第4条関係）

（表）

身分証明書

次の者は空き家等の立入調査に従事する職員である。

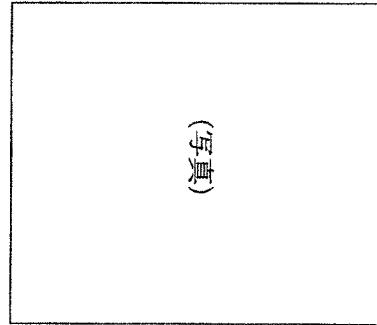
(写真)

所属

職名

氏名

生年月日



年 月 日交付

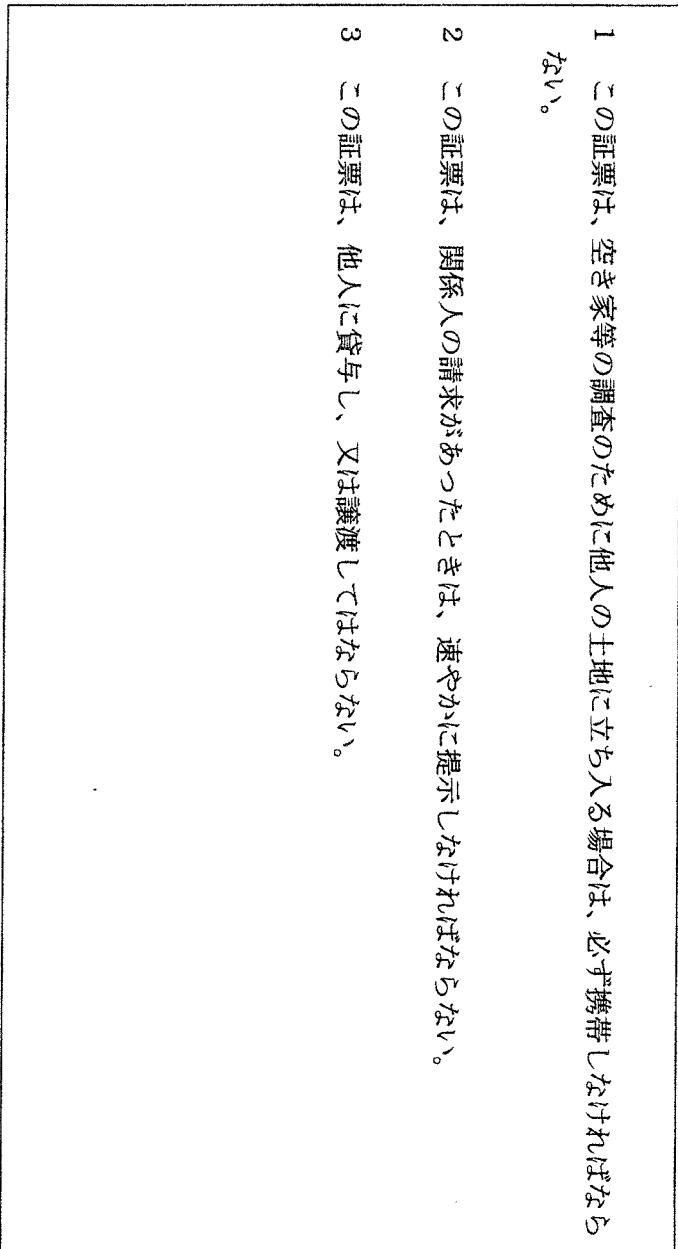
年度第 号

聖籠町長

印

（裏）

- 1 この証票は、空き家等の調査のために他人の土地に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。



第3号様式(第5条関係)

管理不全な状態認定リスト

第4号様式(第5条関係)

管理不全な状態認定台帳

(整理番号) 一

所在地	聖籠町		
種別	戸建	・ 共同	・ 店舗付
構造	階建	木造	・ 非木造
	その他()		認定年月日
管理義務者 種別	氏名	住所	年 月 日
			電話番号
配置状況			
特記事項			

(注)

配置状況欄には、建物、建物の附属建築物、立木等の敷地における配置状況を記載する。

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

印

空き家等の適正管理に関する指導書

あなたの所有（管理）する空き家等は、聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第2条第2号に規定する管理不全な状態にあると認められますので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり適正な管理のための措置について、指導します。

なお、あなた自身で適正な管理のための措置を実施することが困難な場合は、町にご相談ください。

空き家等の所在地	
実態調査の結果	
調査年月日	年 月 日
指導の内容（適正な管理のための措置）	
備考	

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

印

空き家等の適正管理に関する勧告書

あなたの所有（管理）する空き家等について、 年 月 日 付けて聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第7条に基づき必要な措置を講ずるよう指導しましたが、適正な管理のための措置が行われていませんので、同条例第8条の規定に基づき次とのおり履行期限までに必要な措置を講ずるよう勧告します。

なお、あなた自身で必要な措置を実施することが困難な場合は、町にご相談ください。

空き家等の所在地	
実態調査の結果	
調査年月日	年 月 日
必要な措置	
履行期限	年 月 日
備考	

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

印

措置命令書

聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第9条の規定に基づき、管理不全な状態にある空き家等について、次の措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わないとときは、同条例第10条第1項の規定に基づき命令に従わなかつた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、命令に係る空き家等の所在地並びに命令の内容を公表することがあるとともに、行政代執行法に基づき空き家等を撤去する等の代執行を行うことがあります。

空き家等の所在地	
命 令 の 内 容	命ずる措置
履行期限	年 月 日
備 考	

この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます（なお、この決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第

号

年 月 日

様

聖籠町長

印

空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書

聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則別記第9号様式）に意見を記載し、提出してください。

空き家等の所在地	
予定される 公表の内 容 等	公表する内容
公表予定期日	年 月 日
公表の根拠	聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第10条第1項
公表の原因となる事実	
公表に対する意見書の提出先 及び提出期限	提出先 提出期限

第9号様式（第10条関係）

空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書

年　月　日

聖籠町長　　様

提出者　住所
氏名
印
電話番号

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号

聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

空き家等の所在地	
公表の内容及び公表の原因となる事実に対する意見	
その他当該事案についての意見	
証拠書類等の提出の有無	有　・　無

備考

- 1 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、これらを添付すること。

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

戒告書

あなたの所有（管理）する空き家等について、 年 月 日付で聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第9条に基づき 年 月 日までに必要な改善措置を講ずるよう命じましたが、いまだにその義務が履行されていません。

については、次の履行期限までに必要な改善措置を講ずるよう行政代執行法第3条第1項の規定に基づき戒告します。

なお、履行期限まで義務を履行しない場合は、行政代執行法第2条及び聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第12条に基づき本町が代執行し、その費用をあなたから徴収します。

空き家等の所在地	
命じた措置（必要な改善措置）	
履行期限	年 月 日
備考	

第 号
年 月 日

様

印

聖籠町長

代執行令書

あなたの所有（管理）する空き家等について、 年 月 日付けで行政代執行法第3条第1項の規定に基づき戒告しましたが、その義務が履行されていません。

については、行政代執行法第2条及び聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第12条に基づき次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項及び聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第11条第1項の規定により通知します。

なお、この代執行に要する費用は、聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第12条の規定によりあなたから徴収します。

空き家等の所在地	
代執行の内容	
代執行の実施期日	年 月 日
執行責任者	
代執行費用の概算	
見積額	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、聖籠町を被告として（訴訟において聖籠町を代表する者は聖籠町長となります。）、提起することができます（なお、この決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第12号様式（第11条関係）

(表)

行政代執行責任者証

(写真)	所属
	職名
	氏名
	生年月日

年度第 号

この者は、行政代執行法第4条に規定する執行責任者であることを証する。

年 月 日

聖籠町長



(裏)

- 1 この証票は、行政代執行法第2条及び聖籠町空き家等の適正管理に関する条例第12条に基づく代執行を行う際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があつたときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

